

## 靖國神社境内における取材撮影要領

靖國神社は厳肅な祭祀の場です。神域の清浄静謐を護持するため、当神社境内において取材撮影をする場合は以下の要領に従っていただきます。

- 1.当神社は戦歿者の慰霊顕彰を目的と致しておりますので、これに反する内容のための取材は堅くお断り致します。
- 2.取材・撮影を行った記事・書籍・番組等の掲載紙・収録DVD等をご提供ください。申請の用途以外の使用（刊本・WEB掲載を含む）は堅くお断り致します。
- 3.当神社の境内（内苑・外苑）で個人利用の範囲を超える撮影（業務目的や公開目的等）や取材を行う場合は、事前に当神社の許可が必要となります。  
所定の取材撮影許可申請書を社務所受付に提出し、許可を受けてから取材撮影を行って下さい。
- 4.社務所受付に申請書を提出する際は、所属社を確認できる記者証・身分証書をご提示下さい。また、取材撮影にあたっては、当神社が交付した報道関係者用腕章を着用するほか自社腕章・国会バッジ等を着用下さい。
- 5.許可を得た場所以外での取材撮影はできません。中門鳥居（拝殿前）内、正中（参道中央）での取材撮影及び本殿内部に向けた撮影・遊就館内の撮影は禁止です。また、レポートをされる場合は別途注意事項がございますので、申請書提出時に必ずお申し出下さい。
- 6.参拝者を特定する形での撮影や、境内（内苑・外苑）における参拝者へのインタビューは禁止です。（本人の同意がある場合、撮影しない場合でも禁止）
- 7.警備の関係上、取材撮影中に身分証明書の提示や荷物の点検等を求めることがあります。
- 8.当神社で取材撮影を行い、または各種媒体に当神社に関する情報を掲載することにより発生したトラブルやあらゆる損害について、当神社は一切の責任を負いません。
- 9.取材撮影中は当神社の職員・係員の指示に従って下さい。指示に従わない場合は、直ちに許可を取り消し、退去していただきますので予めご了承下さい。
- 10.報道関係者の車両は外苑参拝者駐車場（有料）をご利用下さい。

靖國神社広報課

TEL：03-3261-8326（代表）

青色部分

カメラを持ち込んだの撮影不可（外からは可）

# 靖國神社境内略図



## 報道関係者受付（社務所）

- ※取材許可証交付・返却
- ※午前8時30分〜午後5時
- ※午後5時以降の腕章返却は衛士詰所まで
- ※受付開始までは、事前にFAX交付の仮許可証を所持して撮影可

## 赤枠部分

境内地につきインタビュー不可

↓至九段下・神田方面

←至三宅坂青山・渋谷方面

九段上バス停

JR飯田橋駅方向

法政大学

三輪田学園

都立九段高校

白百合学園

西門

洗心亭

神池

靖泉亭

行雲亭

啓照館

相撲場

靖国会館

休憩所

遊就館本館

遊就館新館

能楽堂

衛士詰所

神門

北門

白鳩舎

第二鳥居

手水舎

通用門

休憩所

靖国の時計塔

参拝バス

駐車場

九段上

九段上

大村銅像

駐車場

慰霊の泉

常陸丸

殉難碑

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

第一鳥居

歩道橋

令和5年8月14日 境内における取材撮影許可申請書  靖国神社

15日以外の終戦記念日前後の取材申請書 (この申請書で8月15日の申請はできません)

取材希望日時 (取材が複数日になる場合は日にち毎に申請書を提出)	
8 月 14 日	時 分 ~ 時 分
※取材可能時間 開門 午前6時より 閉門 午後6時まで	

取材対象	
①境内風景撮影	全 名
許可部分全域での取材撮影申請。当日境内における取材者の総数を記入願います。	

①の取材者のうち、下記②③の取材希望者は人数を記入

②議員等個別参拝待機 (到着殿前・参集殿前における、要人参拝待機)	名
③その他	名
詳細を記入	

使用目的	
ニュース素材として使用	番組名・掲載誌
	放送・掲載予定日
その他の目的に使用	詳しい目的を記載

靖国神社 宮司 山口建史 殿  
上記により貴神社境内において取材撮影をいたし度、申請します。  
尚、取材撮影に際しましては、貴神社の取材撮影要領を遵守し、  
取材撮影した映像等については上記以外に使用しない事を誓約します。

※申請書の提出により、上記を同意されたものとみなします。

連絡先	
申請者 ※神社から連絡する際の連絡先を記入	社名・部署名
	氏名
	電話番号
	FAX 番号
当日の代表者 (当日連絡のつく方)	氏名
	携帯電話番号

※FAXにて申請願います。神社にて確認の上、FAXにて返信致します。

【申請先】 FAX : 03-3261-8625 (広報課)

※神社使用欄			
神社印の無いものは無効	8月14日の取材申請を受領致しました。 取材当日はこの用紙と代表者の名刺を社務所受付に提出。 引き換えに取材許可証を発行致します。		
	<table border="1"><tr><td></td><td>境内撮影 全 名</td><td></td></tr></table>		境内撮影 全 名
	境内撮影 全 名		
※受付は午前8時30分頃に開所致します。 ※受付開始時間まではこの用紙が撮影仮許可証となります。 (取材許可について照会があった場合はこの用紙を提示して下さい)			